

〔研究ノート〕

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の 『講義録』の比較・分析(1)

尼 寺 義 弘

はじめに

周知のごとく、ヘーゲルは「法の哲学」の講義を七度にわたりおこなっている。それは彼自身がその講義の「梗概」として執筆した『法の哲学綱要』(1821)の刊行以前に三度、『綱要』を手にして四度おこなっている。いずれも冬学期において講義されている。最後の第七度目は、最初の二回分の講義をおこなったのち、ヘーゲルは1831年11月14日コレラのために急逝した。

本稿は、『綱要』の「欲求の体系」(§ 189 – § 208)を中心に、各講義録の比較・分析を試みるものである。とりわけE. ガンスによっておこなわれた„Zusatz“(補遺)の完全な再現を試み、「欲求の体系」の正確な把握を目標としている。

I G. W. F. ヘーゲル『法の哲学綱要』の成立事情 — 自然法および国家学に関する講義 —

ヘーゲルは「自然法および国家学に関する講義」(「法の哲学講義」)をつぎの順序でおこなっている。

- 1 1817/18 冬学期 P. Wannemann手稿(ハイデルベルク) 全体170節。
- 2 1818/19 C. G. Homeyer手稿(ベルリン) 全体142節。
- 3 1819/20 J. R. Ringier手稿およびIndiana手稿(D. Henrich編)^{a)}
(これらの手稿のみ編、章、節の区分けはない)。
1821 Hegel『法の哲学綱要』出版 全体360節。
- 4 1821/22 Kiel手稿 260節まで — (§ 261以降は欠如)。
- 5 1822/23 H. G. Hotho手稿 全体360節。
K. W. L. Heyse手稿 (§ 100 — § 341のうち、部分的に言及されている)
- 6 1824/25 K. G. Griesheim手稿 全体360節。
- 7 1831 D. F. Strauß手稿(最初の2回分のみ)。
学期はすべて冬学期であり、講義の場所は、第二回以降はすべてベルリンである。

さて、われわれは各手稿の編別構成を見ておこう。第一回 講義は、全体が170節からなり、第二回のそれは142節であり、第三回のそれは編・章・節による区分けがない。1821年にヘーゲルは全体が360節からなる『法の哲学綱要』— 講義の梗概 —をベルリンのニコライ書店より出版した。以後の各手稿はこの区分けにしたがった講義録である。

各手稿の編別構成を見ておこう。それはつぎのとおりである^{b)}。

	ヴァンネンマン手稿	ホーマイヤー手稿	リングール手稿 インディアナ手稿 (D. Henrich 編)	『綱要』 キール手稿 ホトー手稿 ハイゼ手稿 グリースハイム手稿
序	§ 1 - 10	1 - 16	編・章・節	1 - 33
抽象法	§ 11 - 49	17 - 57	の区分けなし	34 - 104
道徳	§ 50 - 68	58 - 73		105 - 141
人倫態	§ 69 - 170	74 - 142		142 - 360

ヘーゲルの死後、「故人の友の会」— 彼の友人および弟子たち, Ph. Marheineke, J. Schulze, Ed. Gans, Lp. v. Henning, H. G. Hotho, R. Michelet, F. Förster — により, 最初のヘーゲル全集 全18巻(1832-1840)が, ベルリンの Verlag von Duncker und Humblot より出版される。

ソフォクレスのつぎの箴言が, 開き扉, 右ページ右下に記されている^{c)}。

— 真理はつねにロゴスにおいて最大の力をもつ —

『法の哲学』は, E. ガンスの編集により, 1833年に, 同全集, 第8巻として出版された。以後, この「ガンス版」が今日まで『法の哲学』の底本となっている。

ガンスは, 編集にあたり, 上記のホトー手稿およびグリースハイム手稿をはじめ“Zusatz”として部分的に取り入れた。

II E. ガンスによる二つの手稿の編集上の問題点

ガンスはどのように二つの手稿を取り扱い, „Zusatz“(補遺)^{d)}として各節 § の末尾に掲げたのであるか。われわれはまずこれらの手稿が補遺として取り上げられている量的な関係をみることにしよう。

1 ガンスは, これらの手稿を参照したが, 各節にある「全手稿」360のうち, 取り上げたものは192にすぎない。残り168は, 最初から取り入れなかった。

たとえば, 第三篇「人倫態」, 第二章「市民社会」は, § 182から § 256までであるが, その全体である75節のうち, 手稿を補遺として取り入れたものは37節であり, 38節は取り入れていない。

ガンスはなぜこのような取捨選択をおこなったのか。その理由は彼による「序言」をみても定かなものではない。だが, 手稿である以上すべてを正確に取り上げるべきであった。

2 ガンスが取り上げている場合も, 二つの手稿を翻刻・解説し, 該当箇所をそのまま取り上げているのではない。

ガンスの独自の判断で手稿の文章が取捨選択されている。したがって, たとえば, ホトー手稿のみ, あるいは, グリースハイム手稿のみが取り上げられていることが多い。

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

3 しかもその場合も、全文ではなくて、一部のみの採用である。そして、適宜、彼の文章による繋ぎが入っている。

4 両手稿を部分的に繋ぎ合わせている場合もみられるが、彼の取捨選択により、そして彼の文章で繋いでいる。

5 ガンスによるこれらの補遺の文章は、表現の仕方において、ドイツ語として読みやすくなっている。文法的に見ても多くの場合、誤りが正されている。かくして手稿のもつ特有のごつごつとした粗野な文章や、粗削りな文章や、解説不能な文章は影を潜めている。

とはいえ表現の仕方の変更は、手稿のもつ独自の意義の変更やその消去につながらないであろうか。この点は、ガンスの補遺と手稿との逐一の比較・分析に委ねられることとなる。

以上のことから、われわれが読んできた、ヘーゲル『法の哲学』は、ガンス版の影響を強く受けたものである。なぜなら、ヘーゲル自身の書いた「主文および注釈文」は、きわめて抽象的・一般的であり、「補遺」を参照しつつその理解を深めてきたからである。

「補遺」は、たとえば、当時のイギリスの経済の事情など、多くの世相・ファッションが取り入れられ、ヘーゲルが学生に語った生の声が筆記されている。そのため、ガンス版の補遺がこれまで果たしてきた役割は、以上述べてきたような多くの欠陥をもちながらも、それなりに一定の意義をもったものである。

そこで、われわれはつぎなるテーマとして、完全な手稿を提示し、それらを比較・分析することである。こうした基礎的な作業によってはじめて補遺は完成され、ヘーゲルの真意が完全に理解されることになる。

とはいえこの作業は多くの困難を伴うものであり、今日にいたるもなされてはいない。

われわれは以下において、ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」というテーマにしほりこの問題に接近していきたい。

基礎的な作業は、まずヴァンネンマン手稿、ホーマイヤー手稿、リングール手稿、インディアナ手稿、キール手稿、ホトー手稿、ハイゼ手稿、グリースハイム手稿、シュトラウス手稿の該当箇所を遺漏なく完全に取り上げることである。つぎにヘーゲル自身が出版した『法の哲学綱要』の「主文」および「注釈文」を軸にして、各手稿の比較・分析をおこなうことである。最後にガンス版の補遺との比較をおこなうことである。

Ⅲ 引用の仕方について

1) われわれは本稿の論究にあたり、各手稿および『法の哲学綱要』のテキストからの引用と訳文の所在、それらの略字記号の例示等は下記のようにおこなう。

P. Wannenmann 手稿：— Wa. S. 112., 『ヴァ』136。—

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18, mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannenmann, Hrsg. v. C. Becker et. al. Hamburg 1983.

G. W. F. ヘーゲル『自然法および国家学に関する講義』—『法の哲学』第一回講義録, 1817/18年, ハイデルベルク および1818/19年, 冬学期序説, ベルリン — 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2002年。

引用にあたり、「Wa. S. 112., 『ヴァ』136。」は、「上記原典112ページ。および上記訳文136ページ。」を指示する。

C. G. Homeyer 手稿：— Hom. S. 308., 『ホーマ』121。—

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting, Erster Band, II. Naturrecht und Staatswissenschaft. Vorlesung 1818/19 nach der Nachschrift Carl Gustav Homeyers. Stuttgart-Bad Cannstatt 1973.

G. W. F. ヘーゲル『自然法および国家法』— 『法の哲学』第二回講義録 — 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2003年。

引用にあたり, 「Hom. S. 308., 『ホーマ』121。」は, 「上記原典308ページ。および上記訳文121ページ。」を指示する。

J. R. Ringier 手稿：— Ri. S. 112. —

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über die Philosophie des Rechts Berlin 1819/1820. Nachgeschrieben von Johann Rudolf Ringier. Hrsg. v. E. Angehrn et. al. Hamburg 2000.

引用にあたり, 「Ri. S. 112.」は, 「上記原典112ページ。」を指示する。

Indiana 手稿 (D. Henrich 編)：— In. S. 147., 『イン』98。—

G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, hrsg. v. Dieter Henrich, Suhrkamp Verlag, 1983.

ディーター・ヘンリッヒ編『ヘーゲル法哲学講義録1819/20』中村浩爾・牧野広義・形野清貴・田中幸世 訳, 法律文化社, 2002年。

引用にあたり, 「In. S. 147., 『イン』98。」は, 「上記原典147ページ。および上記訳文98ページ。」を指示する。

G. W. F. Hegel 『法の哲学綱要』：— He. 1. S. 160., 『綱要』413。—

G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. Hrsg. v. K. Grotzsch u. E. W.-Lohmann Hamburg 2009.

G. W. F. Hegel Gesammelte Werke Bd. 14, 1. 2. 3.

ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳, 岩崎武雄責任編集『ヘーゲル』所収, 中央公論社, 1967年。

引用にあたり, 「He. 1. S. 160., 『綱要』413。」は, 「上記原典, 第一分冊160ページ。および上記訳文413ページ。」を指示する。

Kiel 手稿：— Ki. S. 177., 『キ』189。—

G. W. F. Hegel, Die Philosophie des Rechts. Vorlesungen von 1821/22. Hrsg. v. H. Hoppe, Suhrkamp Verlag, Frankfurt a. M. 2005. S. 215 f.

G. W. F. ヘーゲル『法の哲学』— 第四回講義録 — 1821/22 キール手稿, 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2009年。

引用にあたり, 「Ki. S. 177., 『キ』189。」は, 「上記原典177ページ。および上記訳文189ページ。」を指示する。

H. G. Hotho 手稿：— Ho. S. 565., 『ホ』340。—

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting, Dritter Band. Philosophie des Rechts. Nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822/23. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974. S. 691 f.

G. W. F. ヘーゲル『ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学 I, II』— 『法の哲学』第五回講義録 1822/23 冬学期 ベルリン — 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2005年, 2008年。

引用にあたり, 「Ho. S. 565., 『ホ』340。」は, 「上記原典565ページ。および上記訳文, II 340ページ。」を指示する。

K. W. L. Heyse 手稿：— Hey. S. 60., 『ハ』57。—

G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts. Nachschrift der Vorlesung von 1822/23 von Karl Wilhelm Ludwig Heyse, hrsg. u. eingeleitet von Erich Schilbach, Peter Lang 1999. (Hegliana: hrsg. v. Helmut Schneider, Bd. 11.)

G. W. F. ヘーゲル『法・権利・正義の哲学』— 『法の哲学』— 第五回講義録 1822/23年 冬学期 ベルリン — 尼寺義弘訳, 晃洋書房, 2006年。

引用にあたり, 「Hey. S. 60., 『ハ』57。」は, 「上記原典60ページ。および上記訳文57ページ。」を指示する。

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

K. G. Griesheim 手稿：— Gr. S. 472. —

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Iltting. Vierter Band. Philosophie des Rechts. Nach der Vorlesungsnachschrift von K. G. v. Griesheims 1824/25. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

引用にあたり、「Gr. S. 472.」は、「上記原典の472ページ。」を指示する。

D. F. Strauß 手稿：— St. S. 917. —

G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818/1831. Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Iltting. Vierter Band. III. Philosophie des Rechts. Nach der Vorlesungsnachschrift von D. F. Strauß 1831 mit Hegels Vorlesungsnotizen. Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

引用にあたり、「St. S. 917.」は、「上記原典917ページ。」を指示する。

Ed. Gans の Zusatz について：— Ga. S. 338-339., 『綱要』412-413。—

G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts. In: G. W. F. Hegel Werke in 20 Bänden. Bd. 7. Suhrkamp Verlag Frankfurt am Mein 1970.

ヘーゲル『法の哲学』藤野渉・赤澤正敏訳、岩崎武雄責任編集『ヘーゲル』所収、中央公論社、1967年。

引用にあたり、「Ga. S. 338-339., 『綱要』412-413.」は、「上記原典338-339ページ。および上記訳文412-413ページ。」を指示する。

2) 強調符号等について

訳文中・・・で示した強調符号は、手稿原文では下線が引かれている部分である。

訳文中()で示した記号は、手稿原文のままである。

訳文中〈 〉で示した記号は、編者による補足である。

訳文中[]で示した記号は、訳者による補足である。

IV 「家族」から「市民社会」への移行

ヴァンネンマン手稿 (§88) — Wa. S. 112., 『ヴァ』135。—

「家族は自然の仕方では多数の家族に分かれていき、それらの家族の自由にしたがって自立的な諸人格として互いに振る舞うのである。家族という実体的な統一から始まって、家族の個性は同時に普遍性の原理のなかに固定されたままである、しかしこの原理は、この原理からの分離ということのために、はじめは形式的な普遍性である。家族のこの反省関係は市民社会を形成する。

家族にあっては普遍性が家族の構成員によって奪われる。普遍性の原理と個性の原理とが対抗しあって登場する。普遍性の自立性のために普遍性の原理は本質的な普遍性ではない。一つの家族は多くの家族へと生成する。そして同様に多くの家族は国民となる。家族の家父長的なものは家族からなくなってしまふ。ユダヤ民族は一家族より発した。しかしそれ以外の多くの分散した家族も、たとえば一人の征服者によって一国民へとまとめられうる。」

ホーマイヤー手稿 (§89) — Hom. S. 307., 『ホーマ』120。—

「家族は自然的な仕方では登場し、そしてさらに人格性の原理によって家族の多様性へと散らばっていく、それは自立的な諸人格として、したがって外的に相互に関係しており、それゆえにその紐帯は単に形式的な普遍性としてのみ存在する。この反省関係は市民社会をなしている。

人倫的なものはこの領域では人倫的なものとしてはもはや現存しない、普遍はわずかな作用しかしない、そして目的の特殊もわずかな作用しかしない。」

リングール手稿 — Rin. S. 111-112. —

「家族が自然的な仕方で多数の個人に解体するのをわれわれは見る。つぎの関係は家族の[・][・][・][・][・]外面的な分解である。一国民はまさにその国民が天性によって、生まれによって一種族から発し、そしてその種族は一家族から発しているということである。一国民には多くの自立した家族がある、その国民は尊大な権力によっても、あるいは、自由な意志によっても結ばれる。家族のかかる多数は市民社会を形成するが、しかし人は市民社会を国家から区別しなければならない、その国家は単なる悟性の国家、単なる必要の国家である。実体的なものが本質的に実体的な目的であるかどうか、ということが重要である。」

キール手稿 (§ 181) — Ki. S. 174-177., 『キ』185-188. —

「一つの家族から再び諸家族が生成する。感情の仕方における第一の人倫的な統一は、自己を展開しなければならない、諸側面は互いに自立性へと自己を展開しなければならない。子供は自己を自立的としなければならない、そのことによってより高次の仕方の理念が現れる。このことはその場合には組織化である。この第二の段階はかくして人倫的な理念のこの特殊性である。諸モメントは互いに分離するが、しかしその分離は相互の関連を保持している。自己を自立化させるものは特殊である、それは普遍に関連している。普遍はここではなおそれが普遍にしたがって存在しているところの現存在をもってはいない、そしてこの領域の傾向全体は特殊が自己を普遍とし、そして特殊はそれが普遍の理念にしたがって存在するところの現実性 (Realtät) をもたらす。人倫態はここではなおそれがその真の形式に到達したところの理念ではない、すなわち理念はその概念が思考するもの、普遍である、理念はまたこの思考するものを、自己を自由に知悉するものとして、その形式としてもたねばならない。特殊はここではしたがって現実性である、そして特殊は普遍によってたがいに関連づけられている。普遍はここではかくして特殊性への差し込み (ein Hineinscheinen) である。反省関係、特殊が土台である、諸特殊はたがいに振る舞いあう、そしてこのことは特殊の現実性の規定である、そしてこの規定はその限りで人倫態の喪失である。人倫態は主体がその利害関心を普遍においてもつということに実在する、ここでは主体は自己を特殊な主体として意志する、主体はその特殊な利害関心のために配慮する。人倫的なものは仮象的であるがゆえに、それは抽象的である。われわれはここに人倫的なものの現象の仕方をもつ、そしてこのことは市民社会である、そしてここでは人間の特殊化が対象である。特殊化はここでは自己を意志する、自己を妥当させることを意志する、生まれ、身分、能力、これらすべてはここでは自己を吐露する、そしてここではまず第一に大地が野生の偶然性であるように現象する。しかしこの分野はまた理性性によって適性にされている (ist auch gemäßigt), そしてそれゆえにこの適性にされることは普遍の現象の分野である。しかしこの分野は現象であるのみならず、この分野は本質が特殊において自己を示すということである。現象はまた自己においてつぎのことをふくんでいる、すなわち理性的なものが秘密裏に内面からそれが特殊を意欲するところの人間を統治するということ、そしてまさに特殊が人間を強いて普遍を承認させる、なぜなら人間は普遍の承認なしには特殊の充足を見いだすことができないからである。不和の、分裂の分野は、しかし分裂が大きくなればなるほど、普遍はますます強力となっていく。貧困、墮落がここではかくしてその地位をもっている。そしてこの特殊性は、それがまさに普遍を<自己>から必然的に生みだすところの特殊性それ自体である。道徳的な不機嫌さが (die moralische Verdrießlichkeit) ここにその風評をもっている。この不機嫌さはそこで、それは外のものであるべきである、と言う。あらゆることが特殊に由来する。この認識は今や、まさに特殊において

普遍の生成を把握することに、普遍の有効性およびこの神的なものを把握することに実在する、すなわちこの特殊が自己を普遍へと導くこと、かくしてこの特殊はふたたび条件であること、普遍が現存在に來ることである。このことはこの特殊性の正当化である、すなわちどのようにしてこの特殊性が逆のものに転変する(umschlägt)のか、つまりどのようにして理性的なものを現存在にもたらずのか、ということを入は認識している。普遍の現存在はそれが自己を貫徹する特殊性である、それはこの特殊性がその権利を特殊性としてかように生みだし、特殊性が普遍の現存在となるということによってである。この生みだすことはこの領域の規定されたものである。— 人倫的なもののモメントが、それが抽象的であるように、ここに登場する、人倫的なものはその制約性にあるが、しかしこれはモメントであり、抽象的なモメントとして存在する、これは始まりは法であり、厳格法である、そして主観的な自由と福祉である。これらのモメントは人倫的なものの概念の現象に属しているそれである。これらのモメントがかくしてここに登場するが、しかしそれはつぎのようにである、すなわちこれらのモメントがここに定立され、それがここに生みだされ、定有に來たり、それがここにもはやその直接性をもたず、自己を概念から展開するものとして定立されるということである。この領域は概念の定立された成への、現存在への昇華である。私の福祉はただ媒介されたものとして定立されている、そして同様に権利は他人の自由によって媒介されている。したがってその場合には、私の福祉に関することが他人によって条件づけられているということが生起する。そしてこれらの人々は自由でもある。各人はそれが自由であるところの他人の欲求に適合するように自己を造らねばならない。私の取得の私の特殊な仕方はそれが自由であるところの他人への顧慮に適合していなければならない。私の福祉を促進する仕方は陶冶された技量(gebildete Geschicklichkeit)である。かくして私はここに他人の欲求へ、他人の自由の欲求へ私を志向させねばならない、すなわち私は陶冶された技量をもたねばならない。私のための配慮はその場合にもここに属する。それはこうした仕方でかようにも規定されているところの私の利害関心である。主要な規定は、諸個人の福祉が現存在に來り、そして同様に諸個人の権利が現存在に來るということである。私の技量と権利は私の特殊性の条件である。最初に権利は概念から生成した、いまや権利は特殊性の欲求から生成する、ここはこれらのモメントにその現実性の側面がそこで与えられるところの領域である。この領域一般に政治的な自由の根源が属している。政治的な自由が可能であるということがつぎのことに属している、すなわち諸個人はその生計において自立していること、彼らはその生計は彼らの技量によって獲得し、その技量によって他人の欲求に自己を関連させているということである。ここには抽象法における取得の仕方は異なる取得の仕方が登場している。他人の諸欲求は普遍である、そして私の技量は主観性である、私はその技量によってまさに独立性にある、私は私の定有それ自体において自由人(Freier)である、そしてこの自由人が政治的な自由の基礎をなしている。この段階においてつぎに都市について論究されるべきである。法は主観的な自由に基礎づけられている。— これはこの領域の普遍的な位置づけである。遊牧民の国家において、封建制の国家において市民社会は本来的には現存してはいない。家族と市民社会は本来の政治的な生活の二つの側面である。」

ホトー手稿 (§ 181) — Ho. S. 562-563, 『ホ』 338-339. —

「家族の市民社会への移行」¹⁾

我々は家族の成員の規定からみて自立的な諸人格が生成し、かくしてその諸人格から自立的な家族の多くが生成するということを見てきた²⁾。これらの家族は相互に特殊な家族である。家族は — 仕方。普遍性は今やその条件として特殊なもの自立性をもっている、普遍性はかくして条件づけられたもの、外的に単に普遍、単に必然的なもの、自由なものではないものである。この普遍性が出発点として特殊の自立性をもつ。この — 構成する。人倫態はここでは失われている、というのはその概念は、意

識にとって家族の同一性が (die Identität), 第一のもの, 神的なもの, 義務を命ずるものである, ということを含んでいるからである³⁾。今やしかし特殊が, 第一のものが私のために規定するものである, という関係が登場する, かくして人倫的な規定はもはや現存しない。しかし私は本来的に上述のことについて混乱している, というのは普遍がつねに即自的に規定するものであり続けるからである⁴⁾。普遍が即自的に規定するものであり続けるということ, そのことが関連の必然性をなしている。私はここでは一般に仮象の段階にある。私の特殊性は私にとって規定するもの, 目的であり続ける, すなわち私は普遍を手段におとしめる, かくして私は普遍を手段としてのみ妥当させる。私はかくして仮象の関係にある。普遍は自己のために何の保証ももってはいないで, 普遍は固定した特殊性に対する関係にあるにすぎない。かくして普遍がそこにあるところの諸個人のこの脆弱さをもっている。」

ハイゼ手稿 (§ 181) — Hey. S. 32-33., 『ハ』55-56. —

「人間は成人となるように, 自立的となるように定められている。そのことによって多くの家族が生まれる。(家父長的な関係においてはあらゆる [家族の成員は] 未成年のままである)。

家族の特殊性が根本条件である, 関連は外的なそれに, 条件づけられたものに, 外的な普遍に, 必然的なものに, 自由なものではないものにすぎない。人倫的なものは実体的な関連に基づいている, すなわち神的なもの, 義務が第一義であり, この統一が運動するもの, 規定するものである。ここではしかし特殊が私に対して第一の規定するものとして現れてくる。特殊はしかし真実には絶対的に規定するものではありえない。普遍はつねに即自的に規定するものであり続ける。これが必然性の形式をなしている。私はここでは仮象の段階にいる。私は普遍を私の特殊性のための手段に引き下げる。」

グリースハイム手稿 (§ 181) — Gr. S. 470-471. —

「以上のことは家族を考慮にいたした主要なモメントである。解消という側面からみて家族は市民社会へ移行する。家族は自己を解消しなければならない, 子供は自立的人格に生成しなければならない。他の側面はつぎのことである, すなわち統一性, 人倫的なものは, 自然的な側面に存在し, 愛として, 信頼として存在する, それはより高い姿態を, 愛の姿態をもつのみならず, 統一性であるという姿態を獲得しなければならない, その統一性は自由な精神によって定立される, すなわち感情的な精神によってではなくて自己意識的な, 意欲する精神によって定立される。」

[本文]

「概念は具体的である, 諸モメントは概念において観念的であり自立的ではない, 概念においてたんにモメントとして含まれているにすぎないものが自立的となることは, ここではそれは家族の成員が自由なものとして自立的に定立され, そしてかようにたがいに関係しあうということは, 概念の真の現実化に属している。」

[本文]

「私はすでに家族が感情の形式において統一性であるが, しかしこの統一性はこの形式においてのみならず, 自立的な普遍性の形式においても存在しなければならないということに言及した。家族がかよくなる開路は法的な人倫態である, このことは定立するということの対自生成 (das Fürsichwerden) によって生起しなければならない, そしてこのことはまさに人格的な, 自立的な自由である。

このことはまさに特殊性のモメントである, 自由はそこで諸個人が家族において存在するところの統一に対抗して開路のモメントにすぎないものとなる, 自由はそこには存続されえない, 思考の規定はこの自由な主観性に到達し, そのことによってかの統一は自由な自己意識の普遍性へと純化される。」

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

ガンスの補遺 (§ 181) — Ga. S. 338-339., 『ガ』 412-413。 —

「普遍性ここでは出発点として特殊性の自立性をもつ、そして人倫態はこうしてこの観点において失われたように仮象する、というのは意識にとって、本来、家族の同一性が第一のこと、神的なこと、義務を命ずることであるからである。しかし、今や、特殊なものに私にとって第一に規定するものであるべきであるという関係が登場し、かくして人倫的な規定が止揚されている。しかし、私は本来これについて混乱にあるにすぎない、というのは私が特殊なものをつかまえていると思うことによって、とはいえ普遍と連関の必然性が第一のことおよび本質的なものであり続けるからである。かくして私は一般に仮象の段階にあり、そして私の特殊性が私には規定するものであり続けることによって、それはすなわち目的である、私はかくしてそれが本来私を支配する究極の力をもつところの普遍性に奉仕する。」

評注

ヘーゲルの『綱要』について、以下のように論究する。

- I 主文および注釈文の要約
- II 各講義録の特徴
- III ガンスの補遺の比較・分析

『綱要』 § 181

I

ヘーゲルは「家族から市民社会への移行」を説く本節において、『綱要』の主文および注釈文は概略つぎのように述べている。 — He. I. S. 158-159., 『綱要』 412。 —

家族は多数の家族へと分岐していき、市民社会を形成する。その過程は「人倫的理念としての家族」が家族の「統一」をなす諸モメントを解放し、そして諸モメントはそれぞれに自立した現実性 (Realität) を獲得する過程である。かくしてそれは、論理的に言うならば、同一から「区別 (Differenz)」の段階に到る過程である。この段階において理念のもつ普遍性と特殊性との直接的な統一は分裂し、特殊性が独自の役割を果たす^{e)}。

この節の主文の末尾において、ヘーゲルは『エンチクロペディー』の「反省関係」(Encykl. der phil. Wiss. § 64 ff. § 81ff.) [Suhrkamp 版, Werke 8, § 115 以下および § 131 以下] の参照を指示している。

『エンチクロペディー』 [Suhrkamp 版] § 115 以下は、A 現存在の根拠としての本質, a 純粋な反省関係, イ 同一性 ロ 区別 ハ 根拠 が取り上げられる。さらに同 § 131 以下は、B 現象, a 現象の世界 b 内容と形式 c 相関 が取り上げられる。

人倫的理念は、周知のように、即自 — 対自 — 即自・対自という関係で見ると、家族 — 市民社会 — 国家である。「この反省関係は人倫的なものの現象界、すなわち市民社会をなす」。

なお、ヘーゲルによる『綱要』の § 181 の注釈文も特徴的である。すなわち家族の拡大は、家族 → 一族 → 一国民であるが、それは一つには a) 「共同の自然的な起源をもつ」「静穏なる拡大」である。もう一つは b) 「拡散した家族共同体の集合である」。「この集合は、尊大な権力によるものか、あるいは、結びつける欲求とそれの充足の交互作用によって導かれた自発的な統合によるかである」。

この注釈については、上述のリングール手稿も参照されたい。 — Rin. S. 111-112. —

II

各手稿の特徴としてまずキール手稿を取り上げる。

キール手稿の要約 — 長文の手稿であり、内容上も主文のもつ論理学と法の哲学の関係について、独自のニュアンスを明らかにしている。

a) 「一つの家族から再び諸家族が生成する」。「第一の人倫的な統一は、自己を展開しなければならない、諸側面は互いに自立性へと自己を展開しなければならない。子供は自己を自立的としなければならない、そのことによってより高次の仕方の理念が現れでる」。「この第二の段階はかくして人倫的な理念のこの特殊性である。諸モメントは互いに分離するが、しかしその分離は相互の関連を保持している。自己を自立化させるものは特殊である、それは普遍に関連している」。

人倫的な統一 — 子供の自立化 — 特殊性、諸モメントの自立化と相互の連関。

b) 「普遍はここではなおそれが普遍にしたがって存在しているところの現存在をもってはいない、そしてこの領域の傾向全体は特殊が自己を普遍とし、そして特殊はそれが普遍の理念にしたがって存在するところの現実性をもたらす」。

普遍の現存在の欠如 — 特殊が自己を普遍化する — 普遍の現実性。

c) 「人倫態はここではなおそれがその真の形式に到達したところの理念ではない、すなわち理念はその概念が思考するもの、普遍である、理念はまたこの思考するものを、自己を自由に知悉するものとして、その形式としてもたねばならない」。

「特殊はここではしたがって現実性である、そして特殊は普遍によってたがいに関連づけられている。普遍はここではかくして特殊性への差し込みである。反省関係、特殊が土台である、諸特殊はたがいに振る舞いあう、そしてこのことは特殊の現実性の規定である、そしてこの規定はその限りで人倫態の喪失である」。

人倫態の理念(普遍) — 普遍と特殊の反省関係 — 特殊が土台・特殊の現実性 — 人倫態の喪失。

d) 「人倫態は主体がその利害関心を普遍においてもつということに実在する、ここでは主体は自己を特殊な主体として意志する、主体はその特殊な利害関心のために配慮する」。

「人倫的なものは仮象的であるがゆえに、それは抽象的である。われわれはここに人倫的なものの現象の仕方もつ、そしてこのことは市民社会である、そしてここでは人間の特殊化が対象である。特殊化はここでは自己を意志する、自己を妥当させることを意志する、生まれ、身分、能力、これらすべてはここでは自己を吐露する、そしてここではまず第一に大地が野生の偶然性であるように現象する」。

市民社会は抽象的である。— バラバラで統一性のないもの —。

e) 「しかしこの分野はまた理性性によって適性にされている、そしてそれゆえにこの適性にされることは普遍の現象の分野である。しかしこの分野は現象であるのみならず、この分野は本質が特殊において自己を示すということである」。

「現象はまた自己においてつぎのことをふくんでいる、すなわち理性的なものが秘密裏に内面からそれが特殊を意欲するところの人間を統治するという、そしてまさに特殊が人間を強いて普遍を承認させる、なぜなら人間は普遍の承認なしには特殊の充足を見いだすことができないからである。」

理性性 — 本質と現象の統一 — 人間の統治。普遍と特殊の切なる関係。

f) 「不和の、分裂の分野は、しかし分裂が大きくなればなるほど、普遍はますます強力となっていく。貧困、墮落がここではかくしてその地位をもっている。そしてこの特殊性は、それがまさに普遍を<自己>から必然的に生みだすところの特殊性それ自体である」。

「道徳的な不機嫌さがここにその風評をもっている。この不機嫌さはそこで、それは外のものであるべきである、と言う。あらゆることが特殊に由来する。」

市民社会の不和、分裂 — 貧困、墮落と普遍の強力[富、贅沢] — 特殊性と道徳的な不機嫌さ。

g) 「この認識は今や、まさに特殊において普遍の生成を把握することに、普遍の有効性およびこの心

的なものを把握することに実在する、すなわちこの特殊が自己を普遍へと導くこと、かくしてこの特殊はふたたび条件であること、普遍が現存在に来ることである。このことはこの特殊性の正当化である、すなわちどのようにしてこの特殊性が逆のものに転変するのか、つまりどのようにして理性的なものを現存在にもたすのか、ということを入人は認識している。

「普遍の現存在はそれが自己を貫徹する特殊性である、それはこの特殊性がその権利を特殊性としてかように生みだし、特殊性が普遍の現存在となるということによってである。この生みだすことはこの領域の規定されたものである。— 人倫的なもののモメントが、それが抽象的であるように、ここに登場する、人倫的なものはその制約性にあるが、しかしこれはモメントであり、抽象的なモメントとして存在する、始まりは法であり、厳格法である、そして主観的な自由と福祉である。」

特殊に由来する社会の不和は回復可能であるか。普遍の有効性は、どのようにして特殊性が逆のものに転変するか、どのようにして理性的なものを現存在にもたすのか、ということにある。特殊性が普遍の現存在となることによってである。それは人倫的なもの、厳格法と主観的自由と福祉の貫徹である。

h) 「これらのモメントは人倫的なものの概念の現象に属している」。これらのモメントが定立され、生みだされ、定有となり、自己を概念から展開するものとして定立される。

「この領域は概念の定立された成への、現存在への昇華である。私の福祉はただ媒介されたものとして定立されている、そして同様に権利は他人の自由によって媒介されている。したがってその場合には、私の福祉に関することが他人によって条件づけられているということが生起する。そしてこれらの人々は自由でもある」。

「各人はそれが自由であるところの他人の欲求に適合するように自己を作らねばならない。私の取得の私の特殊な仕方はそれが自由であるところの他人への顧慮に適合していなければならない。私の福祉を促進する仕方は陶冶された技量である。かくして私はここに他人の欲求へ、他人の自由の欲求へ私を志向させねばならない、すなわち私は陶冶された技量をもたねばならない。私のための配慮はそこにもここに属する。それはこうした仕方でかようにも規定されているところの私の利害関心である。」

私の福祉と権利は他人のそれによって媒介されたものである。すなわち自由な諸個人は互い「他人の欲求に適合するように自己を作らねばならない。私の取得の私の特殊な仕方は自由な他人への顧慮に適合していなければならない。私の福祉を促進する仕方は陶冶された技量である。かくして私はここに他人の欲求へ、他人の自由の欲求へ私を志向させねばならない、すなわち私は陶冶された技術をもたねばならない。」

この記述については、A. スミスの『国富論』第一編、第二章「分業をひきおこす原理について」のつぎの文章が参考になると思われる。

「文明社会では、人間はいつも多くの人たちの協力と援助を必要としているのに、全生涯をつうじてわずか数人の友情をかちえるのがやっとなのである。他のたいていの動物はどれでも、ひとたび成熟すると、完全に独立してしまい、他の生き物の助けを必要としなくなる。ところが人間は、仲間の助けをほとんどいつも必要としている。だがその助けを仲間の博愛心 (benevolence) にのみ期待してみても無駄である。むしろそれよりも、もし彼が、自分に有利となるように仲間の自愛心 (self-love) を刺激することができ、そして彼が仲間に求めていることを仲間で彼にすることが、仲間自身の利益にもなるのだということを、仲間に示すことができるなら、その方がずっと目的を達しやすい。他人にある種の取引を申し出るものは誰でも、右のように提案するのである。私の欲しいものを下さい、そうすればあなたの望むこれをあげましょう、というのが、すべてのこういう申し出の意味なのであり、こういう風にしてわれわれは、自分たちの必要としている他人の行為の大部分を互いに受け取り合うのである。」¹⁾

i) 諸個人の福祉と権利 — 私の技量と権利 (特殊性の条件) — 政治的な自由 — かくして「諸個人はそ

の生計において自立していること、彼らはその生計は彼らの技量によって獲得し、その技量によって他人の欲求に自己を関連させているということである。ここには抽象法における取得の仕方とは異なる取得の仕方が登場している。他人の諸欲求は普遍である、そして私の技量は主観性である、私はその技量によってまさに独立性にある、私は私の定有それ自体において自由人である、そしてこの自由人が政治的な自由の基礎をなしている。この段階においてつぎに都市について論究されるべきである。法は主観的な自由に基づけられている。— これはこの領域の普遍的な位置づけである。遊牧民の国家において、封建制の国家において市民社会は本来的には現存してはいない。家族と市民社会は本来の政治的な生活の二つの側面である。」

ホトー手稿の要約

a) 市民社会の「普遍性は今やその条件として特殊のもの自立性をもっている、普遍性はかくして条件づけられたもの、外的に単に普遍、単に必然的なもの、自由なものではないものである。この普遍性が出発点として特殊の自立性をもつ。」

普遍性と特殊性の直接的な統一 — 特殊の自立化 — 外的な単に普遍、単に必然的なもの、自由なものではないもの。

b) 「人倫態はここでは失われている、というのはその概念は、意識にとって家族の同一性が、第一のもの、神的なもの、義務を命ずるものである、ということを含んでいるからである。今やしかし特殊が、第一のものが私のために規定するものである、という関係が登場する、かくして人倫的な規定はもはや現存しない。」

人倫態の喪失 — 家族の同一性の喪失 — 特殊が規定する。

c) とはいえ「普遍が即自的に規定するものであり続けるといふこと、そのことが関連の必然性をなしている。私はここでは一般に仮象の段階にある。」

特殊の規定にもかかわらず、普遍は即自的に規定する — 関連の必然性 — 仮象の段階。

普遍性と特殊性の直接的な統一の解消と必然性の登場、そして仮象へ。

d) 「私の特殊性は私にとって規定するもの、目的であり続ける、すなわち私は普遍を手段におとしめる、かくして私は普遍を手段としてのみ妥当させる。私はかくして仮象の関係にある。」

特殊性が目的をなし、普遍を手段とする — 特殊性と普遍性との、目的と手段との不一致 — 仮象。

ハイゼ手稿は簡明である。

グリースハイム手稿の要約

家族の市民社会への移行にあたり、a) 「家族は自己を解消しなければならない、子供は自立的人格に生成しなければならない。他の側面はつぎのことである、すなわち統一性、人倫的なものは、自然的な側面に存在し、愛として、信頼として存在する、それはより高い姿態を、愛の姿態をもつのみならず、統一性であるという姿態を獲得しなければならない、その統一性は自由な精神によって定立される、すなわち感情的な精神によってではなくて自己意識的な、意欲する精神によって定立される。」

統一性(人倫的なもの、愛、信頼、自然的なもの) — 自由な精神、自己意識的な意欲する精神による定立。

b) 「概念は具体的である、諸モメントは概念において観念的であり自立的ではない、概念においてたんにモメントとして含まれているにすぎないものが自立的となることは、ここではそれは家族の成員が自由なものとして自立的に定立され、そしてかようにたがいに関係しあうということは、概念の真の現実化に属している。」

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

概念は具体的である — 概念の観念化と現実化 — 諸モメントの観念性と自立性 — 家族の成員の自由の自立的な定立と相互に関係しあうこと。

c)「私はすでに家族が感情の形式において統一性であるが、しかしこの統一性はこの形式においてのみならず、自立的な普遍性の形式においても存在しなければならないということに言及した。家族がかよようになる開路は法的な人倫態である、このことは定立するということの向自生成によって生起しなければならない、そしてこのことはまさに人格的な、自立的な自由である」。

「このことはまさに特殊性のモメントである、自由はそこで諸個人が家族において存在するところの統一に対抗して開路のモメントにすぎないものとなる、自由はそこには存続されえない、思考の規定はこの自由な主観性に到達し、そのことによってかの統一は自由な自己意識の普遍性へと純化される。」

家族の統一性 — 感情の形式から自立的な普遍性の形式へ — 開路は法的な人倫態にある — 人格的な自立的な自由の定立 — 特殊性のモメント — 自由は開路のモメント — 自由な自己意識の普遍性への純化。

以上のように、グリースハイム手稿は「家族の市民社会への移行」において独自の意義をもつ。

III

ガンズによる「補遺」の比較・分析

「補遺」は、概ねホト一手稿を要約しているが、末尾の四行„, und indem meine Besonderheit mir das Bestimmende bleibt, das heißt der Zweck, diene ich damit der Allgemeinheit, welche eigentlich die letzte Macht über mich behält.“ はガンズによる文言である。

V 第二編 市民社会

ヴァンネンマン手稿 — Wa. S. 112-113., 『ヴァ』136-137。 —

§ 89

「市民社会における普遍性というものは、さらに詳しく言えば、個々人の生計と福祉とがあらゆる他の個人の生計と福祉とによって条件づけられており、そしてそのなかへと編み込まれている、という具体的な規定をもっている。この共通の体系のなかで個人は自己の存在をもち、そして自己の現存在の外面的な確実性も、その法的な確実性ももつのである。市民社会はかくしてまず外的な国家、あるいは、悟性の国家である、というのは普遍性はそれ自体として即自・対自に目的ではなくて、個々人の現存在と扶養のための手段であるからである、あるいは、市民社会は必要の国家である。というのは諸欲求の確実性が主要な目的であるからである。

市民はここではブルジョアであり、シトワイアンではない、個人は彼の福祉を彼の目的とする。彼は法的な人格である、法のモメントが普遍性において現れる。とはいえ個人の福祉と生計はすべての個人の福祉と扶養によって条件づけられている。個人は自己のことだけを配慮する、個人は自己だけを目的とする。しかし個人は、彼がすべての個人のことを配慮し、そしてすべての個人が彼のことを配慮しないことなしには、自己のことを配慮することはできない。利己心 (Selbstsuch) という彼の目的によって彼は同時にまた他人のために労働する。ここではあらゆることが契約に基づいており、所有のあらゆる獲得もそうである。いずれの生産物も多くの他の個人の生産物であり、私の諸欲求を充足するところのそれぞれの生産物はこの鎖を前提する。各人は彼の労働が人によって必要されるであろう、という信頼のもとに労働している。ここは個人の目的が一方で普遍性をも

もつという媒介の領域である。とはいえ普遍のための生命一般はなおここでは存在しない。ここでは個人の生計と権利が目的である。ここで妥当する普遍性は抽象的な普遍性にすぎないものであり、単に手段である普遍性である、したがってこれは悟性の国家のことである。権利を獲得することの目的は欲求を充足することにある、すなわち特殊な所有としての所有の保護と現実性が必要な国家の目的である。家族の統一は解体されており、家族の人倫的な関係は分解されている、そして必要の国家は人倫的な国家ではない。家族は実体的なものであり、対立するものを克服することによって家族は、即自・対自に存在する人倫態へと自己を昇華しなければならない。家族の対立するものの段階は必要の国家であり、抽象的な普遍性である。ここでは自立した者としての一方的な者は、彼の欲求のために配慮しなければならない。この欲求が必要を構成し、そしてこの必要は一般的な関連において充足のみを見つけた。」

評注

主文

家族の実体的統一 — 多数の家族へ — 自立的な諸人格として互いに振る舞う — 市民社会 — 個々人の生計と福祉があらゆる個々人の生計と福祉に条件づけられる — 個々人はこの共通の体系〔普遍性〕に編み込まれる — 普遍性はそれ自体が即自・対自に目的ではなく、個々人の現存在と扶養のための手段である。かくして市民社会は、外的な国家・悟性の国家・必要の国家である。

注釈文

市民はブルジョアである。個人は自己の福祉を、自己の生計と権利を目的とする。個人は自己のみを目的とする。しかし個人の目的は媒介されねばならない。「個人はすべての個人のことを配慮し、そしてすべての個人が彼のことを配慮しないことなしには、自己のことを配慮することはできない。利己心という彼の目的によって彼は同時また他人のために労働する」。

「各人は彼の労働が人によって必要とされるであろう、という信頼のもとに労働している」。

普遍性は市民社会においては、「抽象的な普遍性」、「単に手段である普遍性」である。すなわち家族における普遍性・特殊性・個別性の人倫的な一体化の関係が分離し、各モメントが自立している状態である。必要国家は人倫的な国家ではない。

ホームマイヤー手稿 — Hom. S. 308., 『ホーム』121-122。—

§ 90

「この領域では個人はその特殊性のおよびその欲求の具体的な全体として自己を目的とする。しかしその目的はすべての他の人々の生計と福祉に絡み合っており、その絡み合いによって媒介されている。かくして個人はその実在を、そして外的な現存在も合法的な現存在もこの共同的な体系においてもつのである。この体系は今や悟性の国家、あるいは、必要の国家をなしている。

偉大な民族は、それが自然的な統一から成長したのではなくて、そして制限性にあり続けたのではなくて、種々なるエレメントから生成し、そして同時に対立を自己のうちにもっていた。

国家の腐敗は — 市民がもはや普遍において生活するのではなくて、普遍を犠牲として彼らのもののみを追い求めるという原理が現れてくる場合に〔生じる〕。 — 利己心、恣意がここではその基礎をもっている。

ルソー。—

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

貴族の人倫態において、(それをわれわれは時に野蛮さの責めとする)なるほど実体性は存在するが、諸個人の特殊性が自己をなお普遍と調整していないし、この普遍にまで昇華していない、そのことが欠けている。そして人倫的なものにおいて単に権威に「基づいており」、そしてそれは自己確信によってではない。」

評注

主文

市民社会の個人は特殊性として、欲求の全体として自己を目的とする。しかしその目的はすべての他の人々の絡み合いによって媒介されている。かくしてこの体系は、悟性の国家、必要の国家である。

注釈文

国家の腐敗 — 普遍を犠牲とする — 利己心と恣意, ルソー。

リングール手稿：— Ri. S. 112-113. —

「諸家族が生じ、諸家族が姿を消す、それは市民社会への移行をなす。この移行は概念の移行である、それは別のことである。家族は実体的な統一であり、家族は何の対立ももっていない。人倫態全体は意志の統一であり、それは家族のなかで分離されない実体的な仕方^で自己において含んでいる。しかしさらなることは、概念がその諸モメントを実現し、概念が対立するに至り、かくして人倫態が失われるということである。具体的な人格は対自的である。その人格に普遍性が、その人格の関連一般が対抗する。家族において一つであることが、ここでは引き裂かれている。市民社会において目的は人格である。かくして利己心の原理が貫徹する。各人は対自的である。第二にこの区別されたものは即自的に同一である。即自的に存在する同一性は人格の意識に存在しないで、この区別されたものは対自的である。この区別されたものの統一は内在的な、隠された統一であり、かくしてこの区別されたものは相互の関係にあるが、しかしその関係は自由の関係ではなくて、必然性の関係である。この区別されたものは同時に即自的に同一である。自由とは、自己を他のものにおいて自己自身に関わらせるということである。特殊性はこの区別されたものを自己に結びつける、なぜなら特殊性はその概念にしたがえば自立的なものではないからである、かくしてこの関連は外的な関連にすぎない。かくして私は特殊として目的をもち、私の利害関心、私の諸欲求を配慮し、そのことによって私はしかし他のもろもろの私に (Iche) 到達し、私はもろもろの私を他のものによってのみ充足しうる、ということが示される。他のものへのこの関連は対自的に必然性の関連である、なぜならそれは自由の関連ではないからである。私が特殊として他のものに私を関連させることによって、それは私が一度は引き受けざるをえないところの緊急の事柄である、私はそのことによって依存性にある。それは緊急の場面である。この他のものは再び特殊な利害関心等々である、私からは独立したものである。この依存性においてさらに互いにかように振る舞いあうところの人々の即自・対自に存在する同一性が基礎にある。彼らは一般に自己に同等である。あらゆる絶対的に特殊なものが互いに妨げあうならば、彼らは動物のように振る舞う。」

評注

市民社会 — 利己心の原理 (もろもろの私) — 自由と必然。同一 — 区別 — 同一と区別の統一。

つぎに「第二編 市民社会」という表題と § 182 との間に短い導入部分が以下の二つの手稿にはある。

ハイゼ手稿 — Hey, S. 33-34., 『ハ』 57. —

「『第二編。市民社会。』という見出しのために。」

「市民社会は区別一般 (die Differenz überhaupt) の段階である、家族は愛の国家であり、この国家に対して国家それ自体が存在する。二つの国家のあいだに市民社会が存在する。市民社会の陶冶された姿態は新しい時代の段階である。外的な現存在からみてこの世には国家は市民社会よりもより以前に存在する。市民社会は対自的には存在しえない、なぜなら市民社会は真に人倫的なもの、自立的なものではないからである。市民社会はそれが基づくところのより高次なもの、より堅牢なものを必要としている。市民社会の陶冶は現代に属している。— 理念に存するあらゆるモメントは陶冶され、そしてそのことによって自立的となる、このことは必然的である。個人のあらゆる能力を開発するということは、無意味な企てであろう。

ポリツァイは市民社会 (外的な必要の国家として) の秩序を守っている。」

評注

家族 — 市民社会 — 国家という論理は、同一 — 区別 — 同一であり、愛の国家 — 市民社会 — 国家としての国家である。国家は市民社会に先行する。市民社会は独立したもの、人倫的なものではない。それゆえより高次なものを必要とする。市民社会の各モメントは陶冶されて、自立しなければならない。— ポリツァイは市民社会の秩序を守る。

グリースハイム手稿 — Gr. S. 472. —

「市民社会はその基礎として、その出発点として諸個人の特殊な利害関心をもつ。フランス人はブルジョアとシトワイアンの区別をつける、ブルジョアは共同体のなかの、個人の欲求の充足を考慮に入れた個人の関係であり、それは何の政治的な関連ももってはいない、その関連をシトワイアンがはじめもつ。ここではわれわれは諸個人をブルジョアとしてのみ考察する。」

評注

市民社会の基礎 — 諸個人の特殊な利害関心 — ブルジョア。(ブルジョアとシトワイアンの区別)。

§ 182

キール手稿 (§ 182) — Ki. S. 177., 『キ』 189. —

「これは、どのようにして普遍が特殊性によって現象するのか、そしてどのようにして普遍が特殊性において普遍の現実性と抛り所をもつのか、という過程である。」

ホト—手稿 (§ 182) — Ho. S. 565-569., 『ホ』 340-343. —

「第二編 市民社会

§ 182 ⁵⁾

市民社会は区別の (der Differenz) 段階である。われわれは市民社会を普通は家族と同様に、国家、全体と考える、諸個人は彼らがそのために活動的であるところの共同体の市民であること、そのことにもっぱら名声をもつのである。家族と国家のあいだに市民社会が来り、その社会の陶冶はのちに国家として登場する、というのは市民社会はそれが対自的に自立的なものではないことによって国家の前には実在しえないからである。それは理念のあらゆる規定にその権利を与える近代に属する ⁶⁾。もしも人が、教育の目的とは何か、と問うならば、それはあらゆる素質の陶冶である、と答える、この答えは非常に空なる表現である、しかし理念に関して言うならば、理念の諸モメントは最高の自立性へと形成さ

れ、そしてこの形成はそれが今日の時代の現実性のあり方にとって独自のものであるところの規定である⁷⁾。そして特殊性のあらゆる力 (aller Mächte) が自由となることが市民社会である、そして偉大な学問はこの諸特殊性を統一において維持することであり、かくして国家はその統一を失わないということである。歴史においては特殊性の自由となることによって全体の関連が破壊されるということが生起する。

『ポリツァイ』はかつての人倫的な国家を意味する、ポリツァイは普遍的に統治する秩序である、しかしポリツァイは自己を外的なものにもみ関連づけるというより重要な関連をもっており、かくしてポリツァイは秩序のみを、外的な普遍性のみを確定するのである⁸⁾。

市民社会の一つの原理は具体的な人格である。それは抽象的に自由であるのではなくて、諸目的の特殊性の結合である、他の原理はいずれの人格も他の人格との関連において存在する、かくしていずれの人格も彼らの目的のみを他の人格の目的によって媒介するということである。この関連は特殊性が自己をそれによって限定するところの普遍性の形式 (die Form der Allgemeinheit) である、そしてそのことによって同時に各人はその目的を達成する。市民社会において各人は自己が目的である、あらゆる他のものは彼にとっては無意味なものである (In der bürgerlichen Gesellschaft ist jeder sich Zweck, alles Andre ist ihm nichts)。しかし他のものへの関連なしには彼は自己の目的の内容を達成することはできない。これらの他のもの、各人のこれらの他のものへの関係、他のものの総体性およびそれらの関係は今や特殊の目的の手段である。しかし特殊の目的は他のものへの関連によって自己に普遍性の形式を与える、特殊の目的は同時に他のものの福祉がそれによって満足させられることによって自己を満足させる。上述のことはかくして<現象>と必然性の領域である、特殊性は普遍性の条件に結びついている、全体はかくして媒介の大地である、そこでは特殊性が自由を獲得し、あらゆる個性が自己を自由とする、あらゆる能力が、生まれの、幸運のあらゆる偶然性が自己を自由とする、そこではまた幸運と不運の、情熱のあらゆる偶然性の波濤が拡散する⁹⁾。とはいえこれらの不安定な変化が射し込んでくる理性によって統治される、というのは特殊性のこの満足は他のものとの関連によって条件づけられており、この満足がここでは悟性的なものであるところの普遍への顧慮においてのみ促進されるからである¹⁰⁾。そこではまさに私の長所は、私が合法的に振る舞い、自己を陶冶し、自己を悟性性へと強制することによって促進される。もしもこの悟性性へと私が強制されるならば、私は私自身を考慮する。特殊はかくして普遍性によって制限される、いずれの特殊性も他の特殊性を制限する、そしてこの交互の制限は、それによっていずれの特殊性もその福祉を促進するところの度量 (das Maaß) である¹¹⁾。よく知られているようにここが一般に大地である、そこでは福祉が、形式的な権利がその妥当することを獲得する、というのは以前にはわれわれはその福祉と形式的な権利を概念の目的としてもっていたにすぎないからである。以前にはしかし福祉と形式的な権利はここにおけるように概念にしたがったものとしては現れない、ここではこれらのモメントがその現実化において現象する、かくして福祉と形式的な権利が概念において存在するのみならず、その現実性においても、その実在性と必然性においても生起する。法・権利・正義 (das Recht) はかようにここでは司法として存在する、もしも法が侵害されると法はふたたび再生される。— このことは今やわれわれの立場の普遍である。」

ハイゼ手稿 (§ 182) — Hey. S. 34. 『ハ』58。—

「特殊な人格はその目的を、あらゆる他の人格の目的によって媒介されて達成する。このことが特殊はそれによって自己を制限しなければならないところの普遍性の形式を作りだす。各人は自己を目的とする、しかし各人はこの目的を他人との関連なしには達成することができない。他人のこの総体性、この関係が個別の目的のための手段を成す。それは媒介の領域であり、特殊が自己に普遍性の形式を与える。

普遍のみが実体的な目的ではない。したがって普遍は人倫態の領域ではない。福祉と形式的な法がここではその地位を占めている。これらのモメントはここではその現実性と必然性において現象する。」

グリースハイム手稿 (§ 182) — Gr. S. 472-473. —

「主体から出発されるというのが、立場である。もしも国家が異なる諸人格の統一として、それが共同性にすぎない統一として、そこでは内的な紐帯は現存しないで外的なそのみが現存する、そうした統一として表象されるならば、市民社会の規定のみがそれによって与えられているにすぎない。

しかし国家についての表象はしばしばつぎのことに制限される、すなわち国家は人格的に自由な諸個人の社会であるにすぎず、かくして事実上市民社会の立場のみが把握されているにすぎない、ということである。この市民社会においてわれわれは諸個人の特殊な目的を基礎としてもつ、他のかかる諸特殊性への関連がそれに付け加えられる第二の規定である、この規定は普遍性の形式である、というのはこの関連が普遍性の形式をもつからである。個人は自己目的であるが、しかしこの目的は他のものへの関連においてのみ達成される。」

ガンスの要約 (§ 182) — Ga. S. 339 340., 『ガ』414. —

「市民社会はそれが家族と国家との間に入りこむところの区別である、たとえ市民社会の形成が国家のそれよりも遅れるとしても、というのは差別として市民社会は国家を前提し、市民社会が実在するためには、国家を自立的なものとして自己の前にもたねばならないからである。市民社会の創造はいずれにせよそれが理念のあらゆる規定にはじめてその権利を与えるところの現代世界に属する。もしも国家がさまざまな人格の統一として、それが共同性にすぎないところの統一として表象されるならば、市民社会の規定のみがかくして共同的である。近代の国法学者の多くが国家についての他の見解をもたすことができなかった。市民社会において各人は自己が目的であり他のすべてのことは彼にとって無である。しかし他の者への関連なしには彼は彼の目的の範囲に到達しえない、したがってこれらの他の者は特殊の目的のための手段である。しかし特殊な目的は他の者への関連によって自己に普遍性の形式を与え、そしてこの特殊な目的は同時に他の者の福祉を満足させることによって自己を満足させるのである。特殊性が普遍性の条件に結びついていることによって、全体は媒介という大地である、そこではあらゆる個別性が、あらゆる素質が、誕生と幸福とのあらゆる偶然性が自己を自由にする、そこではそれが外から内へと仮象する理性によってのみ統治されるところのあらゆる情熱の波が発散している。特殊性は普遍性によって制限されて度量 (das Maß) でのみ存在し、そのことによっていずれの特殊性もその福祉を促進する。」

評注

I

§ 182の主文の要約

市民社会の一方の原理は (das eine Prinzip), さまざまな欲求の全体としての具体的な人格 (die konkrete Person) である。他方の原理は、各人が遵守せざるをえない相互の連関、普遍性の形式 (die Form der Allgemeinheit) である。

§ 37 — 抽象的権利・抽象的人格性, § 119 — 意図と福祉の権利, § 132 — 洞察の権利 参照。

II

キール手稿の要約

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

普遍はどのようにして特殊性において現象し、自己の現実性をもつのか。普遍が主語である。

ホトー手稿の要約

市民社会 — 区別の段階 — 対自的に自立しえない — 国家を前提 — 理念の諸モメントの自立性 — 特殊性のあらゆる力が自由となる — 諸特殊性の統一 — 学問と国家

ポリツァイ — 人倫的な国家 — 普遍的な統治 — 秩序(外的な普遍性)

市民社会の一つの原理 — 具体的な人格 — 諸目的の特殊性の結合。他の原理 — 諸人格の関連 — 諸目的の媒介 — 普遍性の形式 — 目的の達成。かくして「市民社会において各人は自己が目的である、あらゆる他のものは彼にとっては無意味なものである。しかし他のものへの関連なしには彼は自己の目的の内容を達成することはできない。これらの他のもの、各人のこれらの他のものへの関係、他のものの総体性およびそれらの関係は今や特殊の目的の手段である。しかし特殊の目的は他のものへの関連によって自己に普遍性の形式を与える、特殊の目的は同時に他のものの福祉がそれによって満足させられることによって自己を満足させる。」かくしてこの関係は「<現象>と必然性の領域である、特殊性は普遍性の条件に結びついている、全体はかくして媒介の大地である、そこでは特殊性が自由を獲得し、あらゆる個性が自己を自由とする、あらゆる能力が、生まれの、幸運のあらゆる偶然性が自己を自由とする、そこではまた幸運と不運の、情熱のあらゆる偶然性の波濤が拡散する。」市民社会の諸個人のもつ偶然性と必然性の葛藤がよく描かれている。

市民社会の不安定な変化(諸特殊の全体) — 射し込んでくる理性による統治(普遍) — 各個人の福祉の促進。かくして「まさに私の長所は、私が合法的に振る舞い、自己を陶冶し、自己を悟性性[普遍的なもの]へと強制することによって促進される。」

福祉(形式的権利) — 概念の目的 — 福祉の実現。法・権利・正義 — 司法 — 法・権利・正義の再生。
なお、「普遍性の形式」については、上述のハイゼ手稿の該当箇所が参考となる。

グリースハイム手稿の要約

市民社会 — 主体からの出発 — 諸個人の特殊な目的(自己目的) — 諸個人の諸関連 — 普遍性の形式(第二の規定)。

Ⅲ

ガンスの補遺は、ホトー手稿の要約である。

§ 183

キール手稿 (§ 183) — Ki. S. 177., 『キ』 189. —

「利己的な目的は (der selbstsüchtige Zweck) 普遍性によって条件づけられている、権利は私にとって私の利己的な目的のために必然的である、かくして私の利己的な目的が普遍の現存在の仕方となる。いずれの個別の普遍への編み合わせは (die Verflechtung) 必然的な連関である。人が個性から、個々人の至福から、彼らの個々の意志から出発するのと同様に、彼らは、個々人は今や他人と外的な関連に入る。このことはその場合に必要の国家 (der Staat aus Not) である。私の自由はその場合に本来的に実現されていない。」

ホトー手稿 (§ 183) — Ho. S. 569-570., 『ホ』 343。 —

「§ 183¹²⁾

われわれはかくしてそれが自己の利己的な目的を実現するところの特殊性の欲望から出発する。この目的は普遍性によって条件づけられており、かように全面的な依存性の体系 (ein System allseitiger Abhängigkeit) となる、かくして個別の福祉は結び合わされており、その福祉はあらゆる人々の権利と福祉に基礎づけられている。権利と福祉の現実性の真の大地は主観的な現存在である、私の権利は現実性として他人の意志をのみもちうるし、同様に私の福祉もまたそうである。私の福祉は他人の欲望と福祉によってのみ存在する。権利と福祉はここではしたがって普遍性の規定のもとに定立されている。市民社会はこうした制限の体系 (dieß System der Beschränkung) として必要の国家および悟性の国家と呼ばれうる、諸目的の同一性、そこでは各人が特殊である。」

グリースハイム手稿 (§ 183) — Gr. S. 473. —

「個人の目的は利己的であるが、しかし普遍によって条件づけられている、それは本質的に他の自立的な目的との関連がそれに結びつけられている、それによって依存性が定立される、かくして市民社会は全面的な依存性の体系である、利己的な目的はこの関連においてのみ達成され、確実なものとなる。」

「この関連を対自的に把握することが、われわれの考察の目的である、市民社会は外的な国家、悟性の国家である、必要の事柄として存在する、というのは悟性が異なる原理を自立的なものとして区別するからである、悟性は規定を定立し、そして規定は対自的に妥当するべきである、悟性は規定をより高次の規定のモメントとして考察しない。この一つの原理は自立的な目的である、第二の原理は他のものと絡み合った存在である、両者を悟性は区別する、それゆえ統一が出現しうるのみであり、その統一は外的な統一であり、理性的な統一ではなく、概念の統一ではない。」

評注

I

§ 183の主文の要約

利己的な目的 (der selbstsüchtige Zweck) と普遍性の関係。市民社会は全面的な依存性の体系 (ein System allseitiger Abhängigkeit) である。すなわち「個々人の生計と福祉と法的現存在が、万人の生計と福祉と権利とのなかに編み込まれ、これらを基礎として、そしてこの連関においてのみ現実的であり、保障されている」。かくしてこの体系は「外的な国家 (der äußere Staat)」、 「必要の国家 (der Notstaat)」、 「悟性の国家 (der Verstandesstaat)」である。

II

キール手稿の要約

利己的な目的と普遍性 — 私の権利 — 私の利己的な目的が普遍の現存在の仕方である — 個別の普遍への編み合わせ — 個別の外的な関連 — 必要の国家 — 自由の未実現。

ホトー手稿の要約

特殊性の欲望 (自己の利己的な目的) — 普遍性 — 全面的な依存性の体系。万人の権利と福祉の関連 — 普遍性 — 制限の体系 (必要の国家および悟性の国家)

Oct. 2015

ヘーゲル『法の哲学』の「欲求の体系」の『講義録』の比較・分析(1)

グリースハイム手稿の要約

全面的な依存性の体系と悟性 — すなわち「市民社会は外的な国家，悟性の国家である，必要の事柄として存在する，というのは悟性が異なる原理を自立的なものとして区別するからである」。「一つの原理は自立的な目的である，第二の原理は他のものと絡み合った存在である，両者を悟性は区別する」，「その統一は外的な統一であり，理性的な統一ではなく，概念の統一ではない。」

III

ガンスの補遺はない。「外的な国家」，「強制の国家」，「悟性の国家」が登場して，上記手稿は重要であると考えられる。なぜガンスがこれらの手稿を取り上げなかったのか，その説明はガンスの序言にはない。

原著注

- 1) 市民社会への移行
- 2) 自然的な仕方においても，感覚の偶然性によっても，陶冶によっても諸成員はそれが即自的にそれ自体家族であるところの自立的な諸人格となることによって，家族はそのことによって自己自身から歩み出て，そしてその諸成員を自立的な統体性として開放する。
- 3) これらのものは統体性として排除する全体である，そのことによって人倫態は，すなわち諸モメントの統一という感覚は消失する，というのはこれらの統体性は排除する統体性であるからである。
- 4) しかし人倫態の実体におけるこの自立性はその根拠をもつのであるから，この自立性は即自有的な連関および概念のこの判断において関連づける繫辞であり続ける。
- 5) § 182
家族の解消によって主体は自立的となり，そして主体は自己自身のためにその現存在の統体性によって主体の知と意欲の目的となる。この目的は排他的な個性の自立性によって特殊な目的であり，そして市民社会はしたがって家族および国家に対して対立させられたものである。
- 6) 市民社会がしかし家族の実体的な精神を市民社会の現存在の根拠としてもつかぎり，市民社会はこの本質の現象であり，そして絶対的な自立的な対自有的な特殊性の，その特殊性の即自有的な普遍性ととの媒介である。
- 7) この媒介の結果が国家である。
- 8) a.
したがって市民社会の一つの側面はつぎのような人格である，すなわちその人格は家族の，道徳の，そして法の領域によって生成され，そして諸目的のこの具体的なもの，この全体を他のものに対して自立的に個別のものとして，したがって特殊のものとして実現する，しかし同時にその人格は特殊のこの統体性によって他のものに関連づけられ，そしてこの関連の媒介によってのみ，かくして即自有的な普遍性によって現実性を獲得する。
- 9) b.
この普遍性はかくして自由となった特殊性の大地である。それゆえにこの普遍性は即自的にのみ基礎である地位を獲得する，そしてこの普遍性はそれ自体において普遍性として現存在に到達しないで，特殊性の反省としてのみ相互の依存と対立において現存在に到達する地位を獲得する。
- 10) それゆえにしかし普遍性は具体的なものではなくて，抽象的なものとして悟性の普遍性にすぎない。
- 11) さてこの仕方で普遍が特殊の基礎であることによって，特殊は普遍によって媒介されている，かくして同時に普遍を媒介することは，普遍がこの媒介によって現存在することに至り，普遍は普遍性へと媒介する特殊であり，そして普遍は普遍性を特殊性によって現存在にもたらずということである — この生産された直接性が国家である。
- 12) c.
とはいえ市民社会において統一は内的統一にすぎないので，個別の目的はあらゆる人々の権利と福祉によってのみ実現される。諸個人はしたがって自立的であり，そして普遍性は内的普遍性としてあらゆる個人の外的な関連にすぎない。

訳者注

- a) インディアナ手稿については，G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, Hrsg. v. Dieter Henrich, Frankfurt am Mein, 1983, S. 297 ff. 参照。
- b) この表の数字の読み方は，たとえばホーマイヤー手稿を例にとれば，1-16は，同手稿の序 § 1 から § 16 までを意味

する。

- c) Kuno Fischer, Geschichte der neuen Philosophie, Bd. 8, Hegels Leben, Werke und Lehre, Erster Teil, Heidelberg, 1901, S. 206. クーノ・フィッシャー『ヘーゲルの生涯』玉井茂・磯江景孜訳, 勁草書房, 1978年。269ページ。
- d) “Zusatz” は, 「追加」あるいは「補遺」と訳されている — 最近の訳文では, 「追加」は藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』中央公論社, 1967年。「補遺」は高峯一愚訳『法の哲学』論創社, 1883年。
- e) §184参照。
- f) Smith, Adam, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, W. Strahan and T. Cadell, London, 1776, Vol. I, p. 17. アダム・スミス『国富論』I, 大河内一男監訳, 中央公論社, 1987年。25-26ページ。

(2015年7月17日掲載決定)